

習志野市と順天堂大学の連携協働に関する協定書

習志野市と順天堂大学（以下「両機関」という。）とは、相互の発展に資するため、資源及び教育・研究成果等の交流を促進し、健康、教育等の分野で連携して、協力するために、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関の連携のもと、健康、教育等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）健康・スポーツ・福祉・医療に関すること
- （2）教育及び人材育成に関すること

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関及び必要に応じて第三者を加えた連携協議会を設置するものとする。

（期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、両機関から特段の申し出がない限り、期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月12日

千葉県習志野市

市長

宮本泰介

順天堂大学

学長

木南英紀